

## 都市緑地保全法施行規則等の一部改正の骨子

### 都市緑地保全法施行規則(昭和49年建設省令第1号)

#### 1. 緑化地域等における緑化施設の面積の算定方法(都市緑地法第40条関係)

緑化地域等における緑化施設の面積の算定方法を、以下の合計とする。

(ただし、投影面が一致する部分は重複にカウントしないこととする。)

壁面緑化 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さ×1m

樹木 以下のどれか

(イ) 樹冠の水平投影面積

(ロ) 樹木の高さに応じて次の表により算定した半径による当該樹木の幹を中心とした円の面積(樹高1m以上の樹木に限る。)

樹木の高さ	半径
1メートル以上2.5メートル未満	1.1メートル
2.5メートル以上4メートル未満	1.6メートル
4メートル以上	2.1メートル

(ハ) 植栽基盤部分の水平投影面積

当該部分の水平投影面積に応じて、樹木が次の式によって計算した本数以上、適切な配置で植えられていること。

$$A = 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

(A：当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)、T<sub>1</sub>：高さが4メートル以上の樹木の本数、T<sub>2</sub>：高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数、T<sub>3</sub>：高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数、T<sub>4</sub>：高さが1メートル未満の樹木の本数)

芝その他の地被植物 地被植物で被われている部分の水平投影面積

花壇その他これらに類するもの 草花等の植物が生育するための土壌等で表面が覆われている部分の水平投影面積

水流・池等 水面の面積(樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。)

から までに付随して設けられる園路、土留その他の施設 その水平投影面積( ~ までの施設の1/4以内の面積に限る。)

#### 2. 建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付(都市緑地法第41条関係)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づき建築物に係る

計画について確認済証の交付を受けようとする者は、当該計画が緑化率規制に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができることとする。

### 3. 緑化地域等において完了検査までに緑化施設の工事が完了しない場合の認定の手續(都市緑地法第43条第1項関係)

緑化地域等において完了検査までに緑化施設の工事が完了しない場合の認定の手續として、申請様式及び建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の写しに、次に掲げる図書を添えて市町村長に提出しなければならないこととする。

付近見取図

配置図

### 4. 緑化施設を整備する建築物の敷地面積の規模(都市緑地法第61条第1項関係)

緑化地域内及び緑化重点地区のうち地区計画等緑化率条例による制限を受ける区域内においては、緑化施設整備計画の認定対象となる敷地面積の規模を300㎡以上とする。

## **都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)**

### 1. 建ぺい率制限の緩和(都市公園法施行令(現行)第5条関係)

許容建築面積の特例が認められる建築物として、文化財保護法第98条第2項の条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物を加える。

### 2. 立体都市公園関係(都市公園法第3章関係)

兼用工作物の管理者が権限を代行した場合の通知

兼用工作物の管理者が公園管理者の権限を代行した場合における公園管理者への通知事項を以下のとおりとする。

(イ) 公園一体建物に関する協定を締結した場合

・協定の相手方の氏名、住所等

なお、当該工作物の管理者は公園管理者に当該協定又はその写しを併せて送付することとする。

(ロ) 立体公園保全区域において命令を行った場合

・命令の相手方の氏名、住所等

・命令の内容

公園台帳

立体都市公園に係る公園台帳の規定を以下のとおり整備する。

(イ) 調書への記載事項として、「公園一体建物の概要」を追加する。

(ロ) 図面への記載事項として、「公園保全立体区域の境界」、「公園一体建物」

を追加する。

#### 公示事項

公園一体建物協定の締結及び公園保全立体区域の指定・廃止に際しての公示内容を以下のとおり定める。

(イ) 公園一体建物に関する協定の公示

- ・公園一体建物の所在地
- ・公園一体建物の所有者の氏名等
- ・協定又はその写しの閲覧の場所

(ロ) 公園保全立体区域の指定・廃止の公告

- ・公園保全立体区域の存する土地の所在地
- ・公園保全立体区域の境界線(指定の場合に限る。)

### 3. 工作物等の保管等の手続(都市公園法第27条関係)

略式代執行により国の設置に係る都市公園の公園管理者が除却した工作物等について、保管保管工作物等一覧簿の様式、競争入札における掲示事項、返還に係る受領書の様式を定める。

#### **建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)**

建築物の敷地が緑化地域内又は地区計画等緑化率条例による制限を受ける区域内にある場合における建築主事による確認申請及び完了検査申請の手続を定める。

#### **建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)**

建築物の敷地が緑化地域内又は地区計画等緑化率条例による制限を受ける区域内にある場合における指定確認検査機関による確認検査の方法を定める。

#### **都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則(昭和55年建設省令第12号)、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成9年建設省令第15号)**

地区整備計画の区域内、沿道地区計画の区域内及び防災街区整備地区計画の区域内において建築物の建設等の行為を行う場合(地区整備計画に緑化率が定められている場合に限る。)提出する書類として、都市緑地法第34条第2項に規定する緑化施設の位置を表示する図面を加えるとともに、届出書への記載事項として「緑化施設の面積」を加える。

#### **環境影響評価の技術的指針等を定める主務省令**

以下の環境影響評価の技術的指針等を定める主務省令について、第2種事業の判定基準に、当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に緑地保全地域が存在

する場合を加える。

- ・ ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第一号）
- ・ 堰事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第二号）
- ・ 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年農林水産省・運輸省・建設省令第一号）
- ・ 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十五号）
- ・ 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十六号）
- ・ 軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省・建設省令第二号）
- ・ 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十号）
- ・ 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十一号）
- ・ 放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号）
- ・ 土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十三号）
- ・ 新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の

保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十四号）

- ・ 工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十五号）
- ・ 新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十六号）
- ・ 流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十七号）
- ・ 独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十八号）

#### **その他**

都市緑地保全法等の改正に伴う条項ずれ等、所要の改正を行う。

#### **施行期日**

平成16年12月17日施行予定。